

気づいて、

小さなSOS

心の声に耳を傾けて、子どもたちの未来を守りましょう

みんなの力で 防ごう 児童虐待

～虐待相談のあらまし 2024年(令和6年)版～

オレンジリボン公式ポスターコンテスト2024
東京都福祉局長賞の作品です。



東京都



子供への虐待が増え続けています

虐待により、幼い命が奪われる痛ましい事件が後を絶ちません。都内の児童相談所で受けた虐待の相談・通告の件数も増加の一途をたどっています。

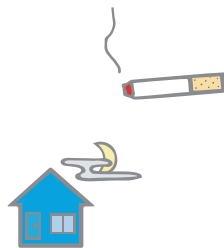
虐待は、子供の健やかな発育・発達を損ない、子供の心身に大変深刻な影響を及ぼします。子供の人権を守り、虐待を防止していくために、社会全体で虐待防止に関する理解をさらに深めていく必要があります。

子供への虐待とは

保護者(親、または親にかわる養育者)によって子供に加えられた行為で、次のように分類されますが、ほとんどの場合重複して起こっています。

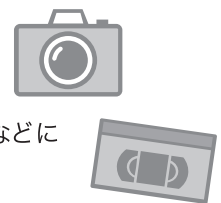
身体的虐待

- 叩く、殴る、けるなどの暴力
- タバコの火などを押し付ける
- 逆さづりにする
- 戸外にしめだす など



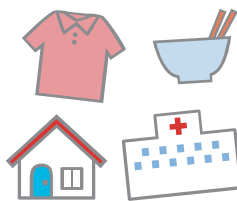
性的虐待

- 子供への性交、性的行為
- 性器や性交を見せる
- ポルノグラフィーの被写体などに
する など



ネグレクト(養育の放棄又は怠慢)

- 適切な衣食住の世話をせず放置する
- 病気なのに医師にみせない
- 乳幼児を家に残したまま外出する
- 乳幼児を車の中に放置する
- 家に閉じこめる(学校等に登校させない)
- 保護者以外の同居人や自宅に出入りする第三者
による虐待を保護者が放置する など



心理的虐待

- 無視、拒否的な態度
- ば声を浴びせる
- 言葉によるおどかし、脅迫
- きょうだい間での極端な差別的扱い
- ドメスティック・バイオレンス
(配偶者に対する暴力)を行う
- 子供のきょうだいに虐待行為を行う など



子供たちは

虐待は子供たちに深刻な影響を与えます。

◆発育・発達の遅れなどの身体症状
◆情緒不安定、感情抑制、強い攻撃性などの精神症状
があらわれることがあります。
他人とのコミュニケーションがうまくとれず、様々な問題行動を引き起こすこともあります。また、成長するにつれて、極度の自己嫌悪や自殺願望、アルコールや薬物依存に結びついたり、自分の子供に対して虐待行為を行うなど、次の世代に引き継がれていくこともあります。

親たちは

虐待をする親たちの背景には、

- ◆子育ての悩み
- ◆周囲からの孤立
- ◆家庭の不和
- ◆親自身が虐待を受けて育ってきた
- ◆経済的な問題

など様々なストレスや葛藤があります。そして苦しんでいても助けを求められずにいます。親を非難するのではなく、親の間違った行為を正し、家族を支援していくことが必要です。

東京都子供への虐待の防止等に関する条例(H31.4月施行)の主な規定

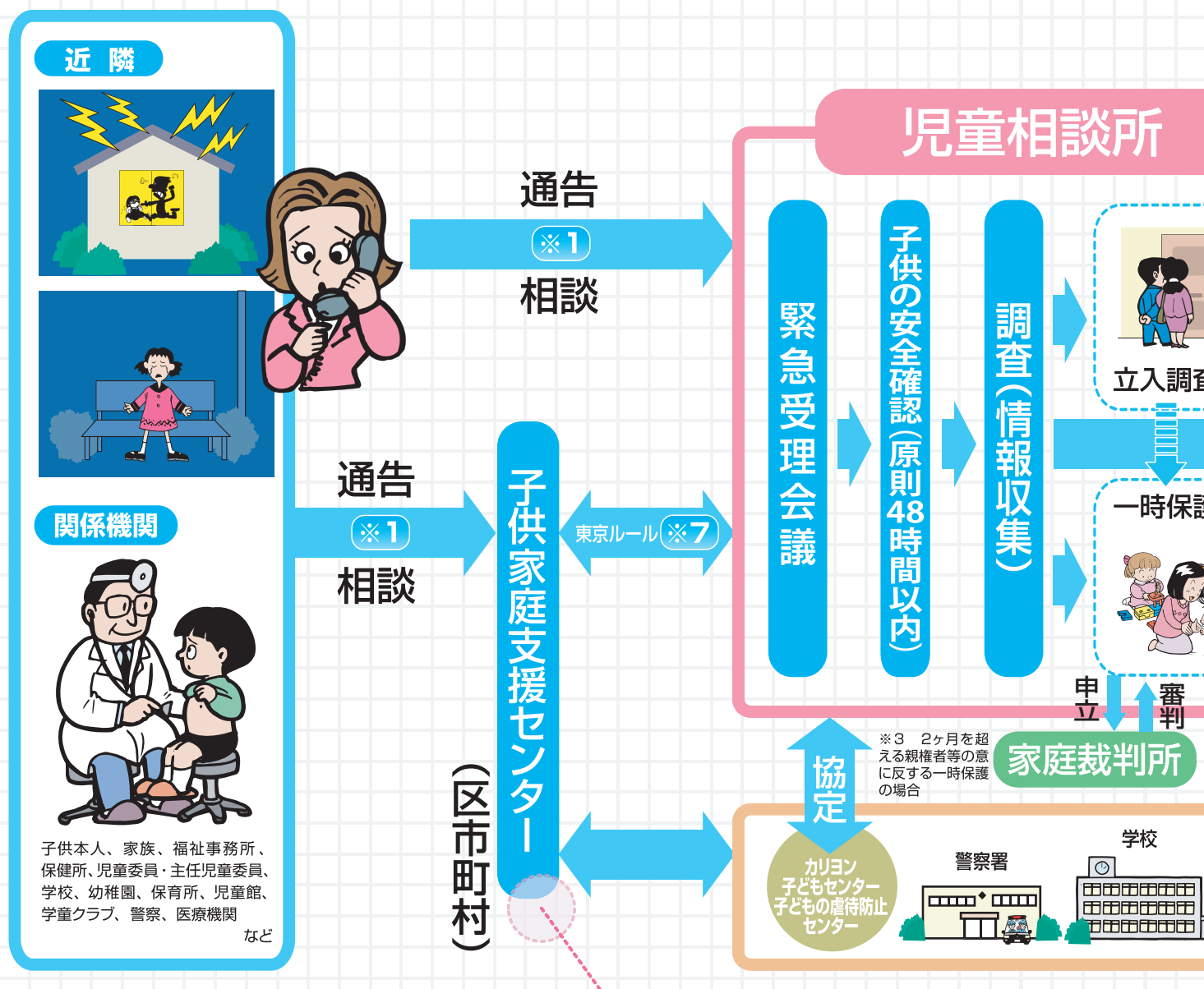
※詳細は東京都児童虐待防止公式HP参照(<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/osekkai/laws/laws.html>)

- 子供を権利の主体として尊重(子供はあらゆる場面において権利の主体として尊重される必要があります)
- 保護者による体罰の禁止(体罰や暴言等で子供を傷つけてはいけません)
- 都民と保護者等の責務(虐待防止への理解と協力、健やかな子育てを心掛けましょう)
- 虐待が疑われる場合の速やかな通告(虐待通告は、子供を守ることのみならず、家庭への支援にもつながります)
- 警察や子供家庭支援センターとの連携(虐待に的確に対応するために、一層の連携を強化します)

児童虐待防止対策に関する法律の主な経緯

平成12年	児童虐待防止法の制定（H12.5月公布、11月施行）
	○ 児童虐待の定義 ○ 児童虐待の早期発見 ○ 住民の通告義務 ○ 警察官の援助 ○ 面会又は通信の制限
平成16年	児童虐待防止法の改正（H16.4月公布、H16.10月施行）・児童福祉法の改正（H16.11月公布、H16.12月施行）
	○ 児童虐待の定義の拡大 ○ 通告義務の範囲の拡大 ○ 区市町村の役割の明確化 ○ 面会又は通信の制限の強化 ○ 要保護児童対策地域協議会の法定化 ○ 司法関与の見直し（強制入所措置の有期限化、保護者指導）
平成20年	児童虐待防止法・児童福祉法の改正（H19.6月公布、H20.4月施行）
	○ 児童の安全確認義務 ○ 出頭要求・再出頭要求、立入調査等の強化（臨検・捜索） ○ 面会・通信等の制限の拡大・接近禁止命令
平成21年	児童福祉法の改正（H20.12月公布、H21.4月施行）
	○ 被措置児童等に対する虐待対応の明確化等 ○ 要保護児童対策地域協議会の設置の努力義務化
平成24年	民法・児童福祉法の改正（H23.6月公布、H24.4月施行）
	○ 親権と親権制限の制度の見直し（親権停止の創設等） ○ 未成年後見制度の見直し（法人又は複数選任） ○ 児童相談所長、施設長等による監護措置と親権代行について
平成28年	児童福祉法・児童虐待防止法・母子保健法の改正（H28.6月公布、公布日施行）
	○ 児童の福祉を保障するための原理の明確化等（児童が権利の主体であることの明確化等） ○ 母子保健施策を通じた虐待予防等 ○ 一時保護の目的の明確化 ○ 児童及び保護者に対する通所・在宅における指導措置（市町村への指導委託）
	児童福祉法・児童虐待防止法の改正（H28.6月公布、H28.10月施行）
	○ 要支援妊婦等に関する情報提供 ○ 親子関係再構築支援 ○ 児童虐待発生時の迅速・的確な対応（児童心理司・保健師・主任児童福祉司・弁護士等の配置等）
平成29年	児童福祉法・児童虐待防止法・母子保健法の改正（H28.6月公布、H29.4月施行）
	○ 市町村の体制強化 ◇子育て世代包括支援センターの法定化 ◇市町村における支援拠点の整備 ○ 市町村要保護児童対策地域協議会の機能強化 ○ 児童福祉司等の研修義務化 ○ 児童相談所から市町村への事案送致 ○ 里親委託等の推進 ○ 養子縁組に関する相談・支援 ○ 養子縁組里親の法定化 ○ 自立支援 ○ 18歳以上の者に対する支援の継続 ○ 自立援助ホームの対象者拡大
平成30年	児童福祉法・児童虐待防止法の改正（H29.6月公布、H30.4月施行） 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律の成立（H28.12月公布、H30.4月施行）
	○ 被虐待児童等の保護者に対する指導への司法関与（28条審判確定前の保護者指導） ○ 家庭裁判所による一時保護の審査の導入（親権者等の意に反する一時保護が2か月を超えるときごとの家裁承認） ○ 接近禁止命令の対象拡大（保護者同意の措置入所及び一時保護における接近禁止命令） ○ 養子縁組あっせん事業にかかる許可制、国内優先の原則等
令和2年	民法・児童福祉法・児童虐待防止法・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正（R1.6月公布、R2.4月施行（一部はR4.4月又はR5.4月施行））
	○ 特別養子縁組の年令要件拡大 ○ 児童の権利擁護（体罰禁止等） ○ 児童相談所の体制強化等 ◇介入機能と支援機能の分離 ◇児童虐待の再発防止のための措置 ○ 児童相談所の設置促進 ○ 関係機関間の連携強化
令和4年	民法の改正（H30.6月公布、R4.4月施行）
	○ 成年年齢の引下げ
	民法の改正（R4.12月公布・施行）
	○ 懲戒権の削除
令和6年	児童福祉法・母子保健法の改正（R4.6月公布、R6.4月施行）
	○ 市区町村の体制強化及び事業の拡充 ◇こども家庭センターの設置 ◇子育て世帯訪問支援事業等の充実 ○ 一時保護所及び児童相談所による児童への支援の質の向上 ○ 自立支援の強化 ◇児童自立生活援助の対象者の範囲の拡大 ◇社会的養護自立支援拠点事業の創設 ○ 児童の意見聴取等の仕組みの整備 ○ こども家庭福祉の実務者の専門性の向上

相談の流れ（虐待対応の場合）



法的対応と手続

※1 児童虐待の早期発見（虐待防止法 5条）

学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

※1 虐待発見者の通告義務（虐待防止法 6条 児童福祉法 25条）

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを区市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して区市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

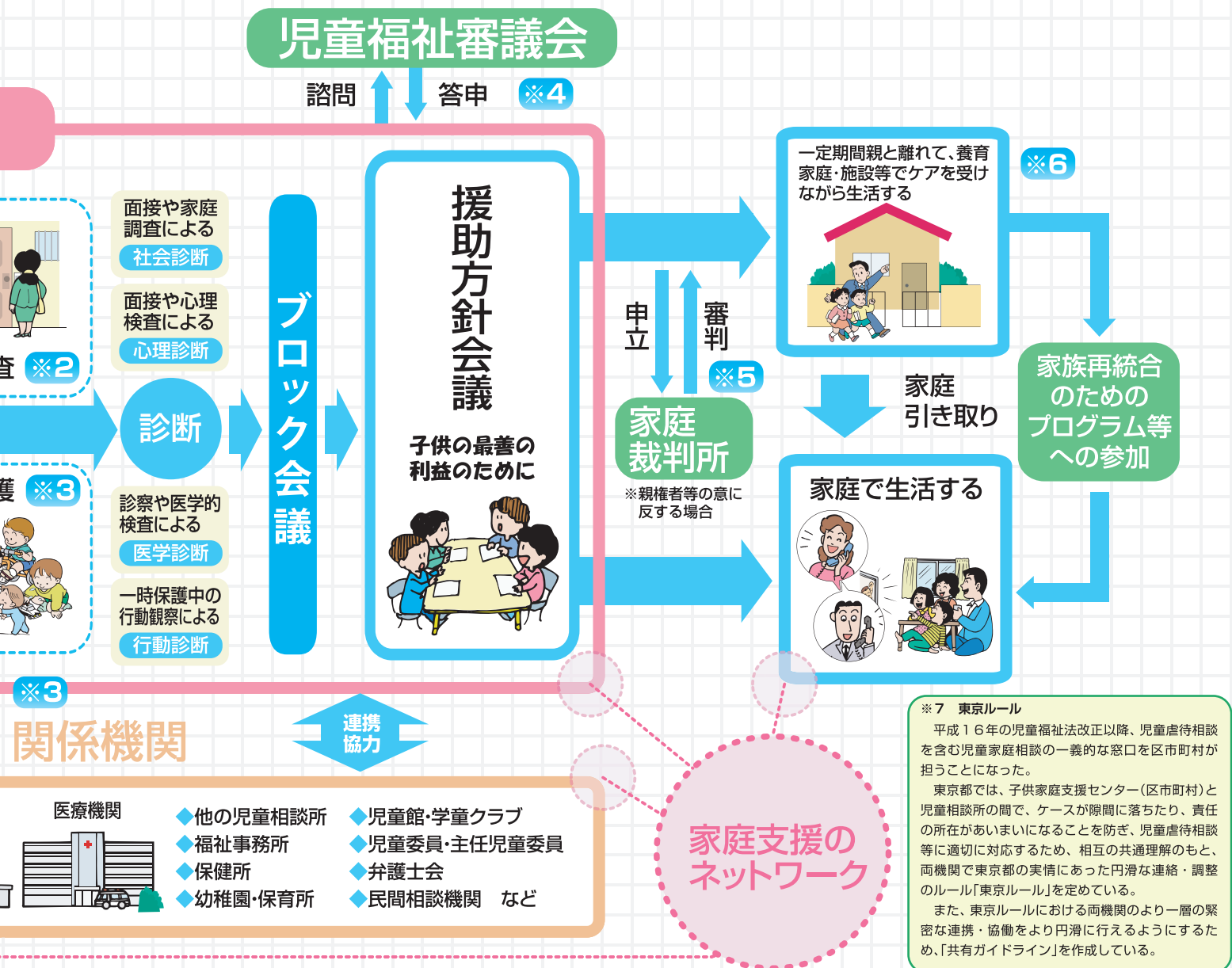
※2 立入調査（虐待防止法 9条 児童福祉法 29条）

都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

なお、東京都では平成30年10月より、虐待通告を受けた後48時間以内に子供の安全確認ができない場合には、原則立入調査を行うこととしている。

※3 児童の一時保護（児童福祉法 33条）

児童相談所長は、必要があると認めるときは、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童を一時保護することができる。ただし、2ヶ月を超える親権者等の意に反する一時保護については、2ヶ月を超えるときごとに家庭裁判所の承認を得なければならない。



※4 児童福祉審議会の意見聴取（児童福祉法 27条）

都道府県知事は、施設入所等の措置の決定（家庭裁判所の決定又は承認によるものを除く）及びその解除等にあたって、一定の場合（保護者の意向が児童相談所の援助方針と一致しないとき等）には、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。

※5 家庭裁判所の審判による施設入所（児童福祉法 28条）

保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく児童の福祉を害する場合には、児童の親権者等の意に反しても、児童相談所長が家庭裁判所の承認を得て、児童を児童養護施設等に入所させることができる。

※6 面会・通信制限及び接近禁止命令（虐待防止法12条、12条の4）

児童相談所長又は施設長は、児童虐待を受けた児童について、一時保護又は施設入所等措置がとられている場合に、児童虐待防止等のため、児童虐待を行った保護者について、面会・通信の制限を行うことができる。また、都道府県知事は、一時保護又は施設入所等措置がとられ、上記面会・通信の全部が制限されている場合、特に必要があると認められるときは、保護者に対して接近禁止を命令できる。

親権喪失・親権停止・管理権喪失審判請求（民法834条、834条の2、835条、児童福祉法33条の7）

児童相談所長は、父母による親権の行使が困難又は不適当であることにより、子の利益を害するときは、家庭裁判所に親権停止や親権喪失の審判請求を行うことができる。また、児童相談所長は、父母の管理権の行使が困難又は不適当であることにより子の利益を害する時は、家庭裁判所に管理権喪失の審判請求を行うことができる。

子供の安全確認の流れ

※1 出頭要求(虐待防止法 8条の2)

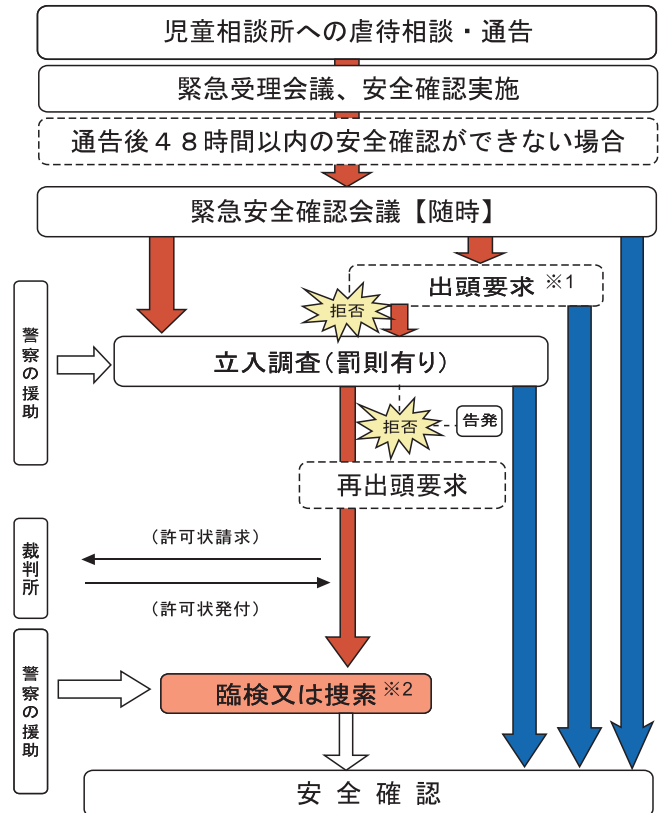
都道府県知事(*)は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、保護者に対し、児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。

保護者が立入調査を拒んだ場合、再び出頭要求をすることができる。(再出頭要求 虐待防止法 9条の2)

※2 臨検・搜索(虐待防止法 9条の3)

都道府県知事(*)は、保護者が正当な理由なく立入調査を拒む等した場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を搜索させることができる。

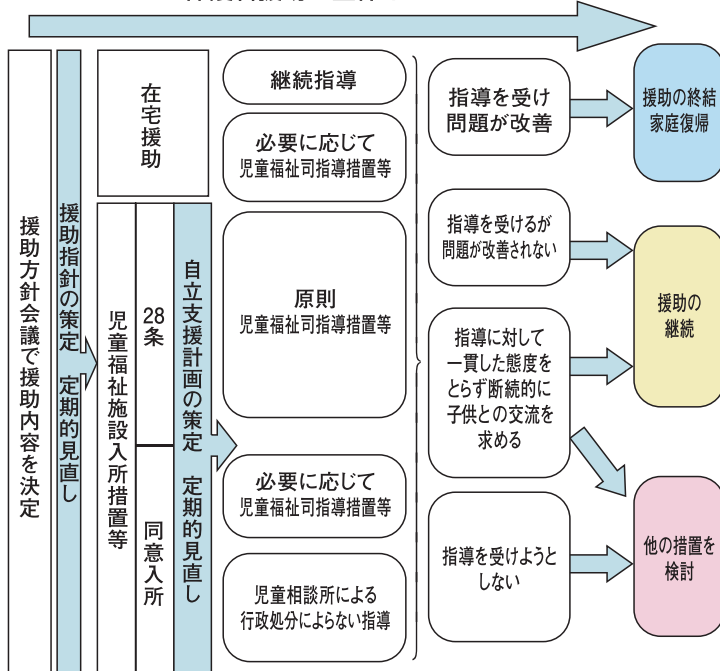
(※1・2) 都では、知事から児童相談所長に権限が委任されている。



保護者援助

児童相談所では、児童虐待を行った保護者に対して、状態を見ながら援助プログラムを基にリーフレットやテキスト、チェックリストなどを用いてカウンセリングやグループ療法などの治療的教育的プログラムを実施して、保護者が再び虐待をしてしまわないよう様々な指導や支援を行っています。

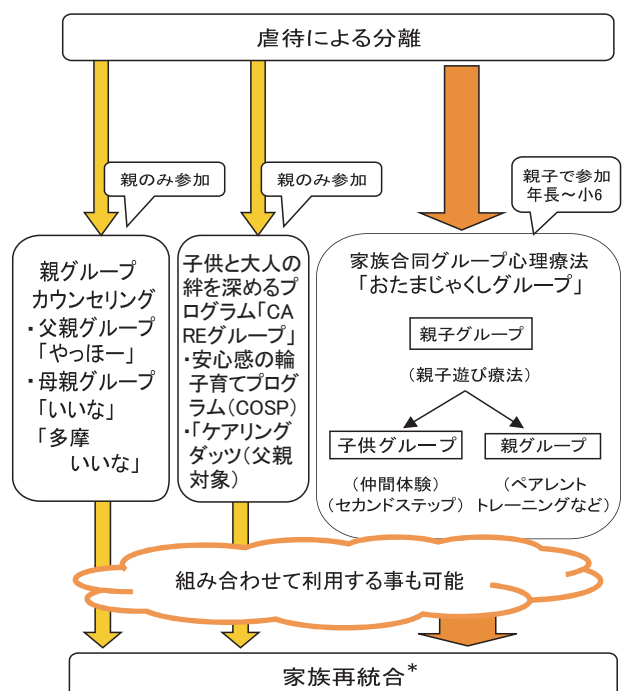
保護者援助の全体イメージ



「保護者指導」＝主として児相長または都道府県知事による行政処分として行われるもの
 「保護者支援」＝保護者の主体性を尊重した取組で、自立支援計画に沿って実践される各施設の取組や、その他関係機関(区市町村・民間・NPO)の取組など
 →この二つを合わせて、「保護者援助」と定義する。

出典:厚生労働省「保護者援助ガイドライン」

児童相談センターにおける保護者援助の例(家族再統合事業)



* 家族再統合

- ①一時保護を解除し家庭復帰(家族関係の再構築)
- ②施設を退所し家庭復帰(家族関係の再構築)
- ③分離のままの家族関係の再構築

児童相談所と子供家庭支援センターとの連携

子供家庭支援センターを児童相談の一義的窓口とし、児童相談所を専門性の高い困難事例の対応窓口としながら、児童虐待に対して連携して取り組んでいます。

子供家庭支援センター

都内の区市町村において、18歳未満の子供と家庭の問題に関するあらゆる相談に応じる総合相談窓口として、下記の事業を行い、地域の関係機関と連携をとりつつ、子供と家庭に関する総合的な支援を行っています。

センターの種類

- 子供家庭支援センター（事業内容①から④を実施し、⑤の実施が可能）
- 子供家庭支援センター（小規模型）（事業内容①・②を実施するほか、④及び⑤のⅡの実施が可能）

事業内容

① 子供家庭総合ケースマネジメント事業

- 総合相談
面接や電話、訪問などにより、子供自身や保護者などからあらゆる相談を受け付けています。
- 子供家庭在宅サービスなどの提供・調整
ショートステイ、トワイライトステイ、一時預かり等の在宅サービスの提供・調整を行っています。
- 児童虐待相談等の連絡・調整
児童相談所と相互の共通理解のもと、児童虐待相談等への対応を行っています。

② 地域組織化活動

子育てサークルの支援やボランティアの育成など、地域組織化活動を行っています。

③ 養育支援訪問事業・子育て世帯訪問支援事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、当該家庭の適切な養育の実施を確保するため、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行います。また、家事・子育て等に不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に対して、育児相談や簡単な家事などの援助を行う訪問支援員を派遣します。

④ 在宅サービス基盤整備事業

地域における在宅サービスの担い手となりえる養育家庭の拡充のため、都と協力して養育家庭体験発表会を開催するなど養育家庭制度の普及・啓発活動を行います。

⑤ 専門性強化事業

Ⅰ 虐待対応の強化

虐待対策ワーカーとして児童福祉司任用資格を有する職員を配置し、個別ケースへの支援や要支援家庭サポート事業を強化する取組を実施しています。

Ⅱ 心理的ケアへの取組

子供や保護者等の心理的側面からのケアに加えて、保育所や子育てひろば等の関係機関に対して、支援の方法等をスーパーバイズできる心理専門支援員を配置しています。

虐待対策コーディネーター事業

子供家庭支援センターに虐待対策コーディネーターを配置し、センターの組織的な対応力を強化するとともに、関係機関との連携を促進することにより、区市町村における虐待対応力の更なる向上を図ります。

児童相談所は子供家庭支援センターと密接に協力・連携しながら児童虐待に対応しています。

児童相談所の虐待対策

児童相談所と関係機関は児童虐待の防止や児童虐待に対応するため、様々な対策を行っています。

1) 児童相談所の体制強化

○児童虐待カウンセリング強化事業の実施

虐待防止、親子関係の改善、家族の再統合を図ることを目的として、精神科医等による、保護者などへのカウンセリングを各児童相談所で実施しています。

○協力弁護士・非常勤弁護士制度の実施

困難な虐待事例における法律上の問題に的確に対応するため、協力弁護士制度を実施しています。さらに各児童相談所に非常勤弁護士を配置しています。

○虐待対策班の設置

- ・児童虐待に迅速かつ機動的に対応するため、各児童相談所に児童福祉司、児童虐待対応協力員からなる虐待対策班を設置しています。
- ・都道府県警察の生活安全部門等で勤務経験のある者を虐待対応強化専門員として各児童相談所に配置し、虐待対応力のさらなる強化を図っています。
- ・児童福祉司を虐待対策班に集中的に配置して体制を強化し、「初期対応・介入」と「支援」とを分離することにより、虐待対応の一層の充実を図っています。

○児童虐待死亡事例等の検証

今後の支援に活かせるように、児童虐待による死亡事例や重大事例について分析し、検証しています。

また、児童虐待の再発防止策を検討するため、児童福祉審議会の下に「児童虐待死亡事例等検証部会」を設置し、児童虐待による死亡事例等の未然防止、再発防止に向け、第三者による検証を実施しています。

○通年開所

児童虐待に迅速に対応するため、緊急ケースに土・日曜日、祝日(年末年始を含む)にも対応する相談窓口を設置し、365日切れ目のない緊急相談体制を確保しています。

○協力医師制度の実施

法医学や各診療科の専門的知識・経験を有する医師を協力医師として登録し、身体的虐待が疑われる外傷等について、医学的な見地から助言等を得ることにより、虐待相談への的確な対応を図ります。

○医療連携専門員の設置

虐待対応において、保健、医療面に関する相談への対応、保健指導の充実や、関係機関との連携強化のために、保健師免許を有する者を医療連携専門員として配置しています。

2) 子供・家族支援等の強化

○家族再統合のための援助事業

虐待を受けて児童養護施設に入所している子供や養育家庭に委託されている子供とその保護者等に、家族合同でのグループ心理療法(愛称:「おたまじゃくしグループ」)や、親のグループカウンセリング(愛称:「やっほー」、「いいな」、「多摩いいな」)、子供と大人の絆を深めるプログラム(「CARE グループ」)などさまざまな援助を行っています。

○家庭復帰促進事業

児童虐待などにより施設などに入所した児童について、家庭環境の改善、家庭復帰に向けての取組みを行い入所児童の早期家庭復帰を促進するために、家庭復帰支援員を各児童相談所に配置しています。

3) 地域・関係機関との連携

○関係機関との連携

児童虐待対策について、児童福祉分野のほかにも多様な機関が関わる必要があるため、各関係機関の連携、虐待の早期発見、再発防止体制づくり等を目的として、福祉事務所、保健所、学校、警察、家庭裁判所などと連絡会等を実施しています。

また、警視庁とは児童虐待対応の連携強化のための協定を締結しています。

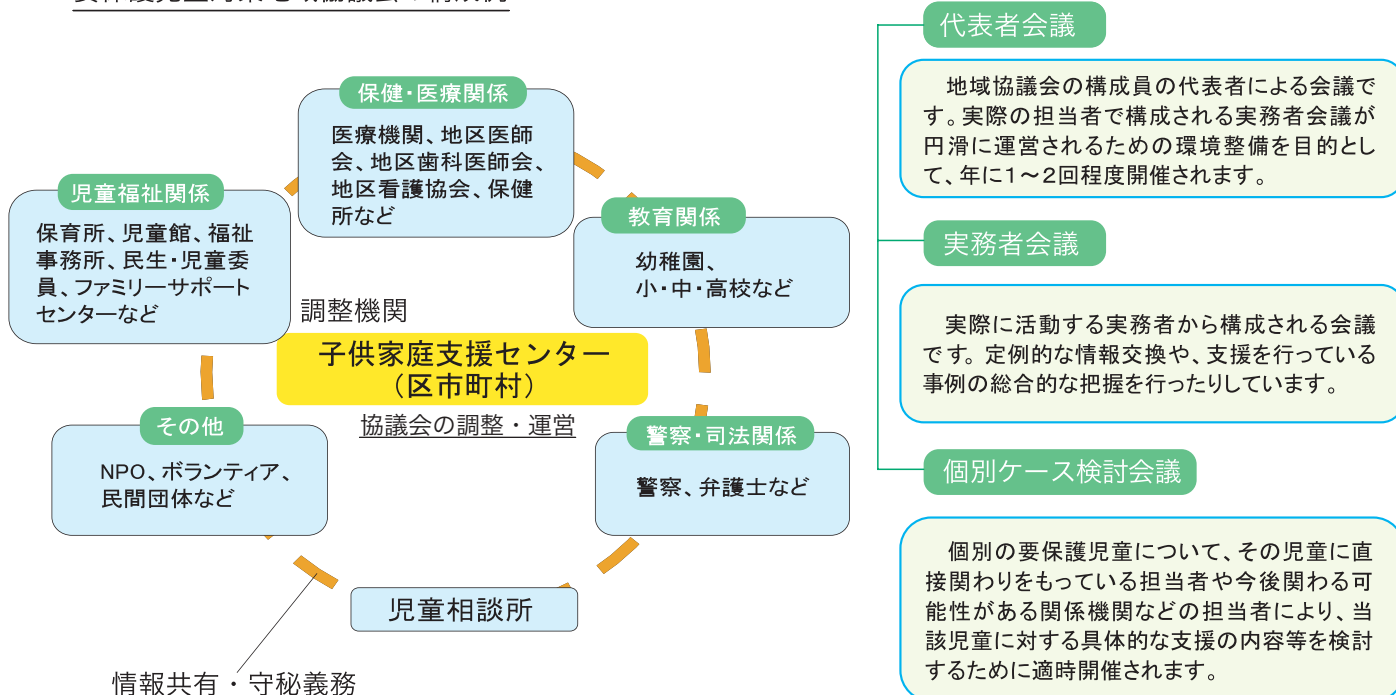
○民間相談機関との連携

複雑な児童虐待について民間相談機関とも連携して対応するために、社会福祉法人「子どもの虐待防止センター」及び社会福祉法人「カリヨン子どもセンター」と、それぞれ協定を締結しています。

○要保護児童対策地域協議会への参画

虐待を受けた子供、非行の子供などをはじめとする要保護児童などの適切な保護のために要保護児童対策地域協議会に参画しています。要保護児童対策地域協議会とは、地方公共団体によって設置される幅広い関係機関や民間団体が参加する協議会です。代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議の3つの会議などから構成され、構成員に守秘義務を課すことで、関係機関が積極的に情報を交換するなど密接に連携して、保護を要する子供の早期発見、適切な保護を図ろうとするものです。

要保護児童対策地域協議会の構成例



4) 児童相談所以外の虐待対策事業

○乳児家庭全戸訪問～こんにちは赤ちゃん事業～（区市町村）

生後4ヶ月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供をできるようにします。

○要支援家庭の早期発見に向けた取組み

母子健康手帳交付時や新生児訪問時等の機会を活用して、支援が必要な家庭の早期発見を図り、産後ケア事業や保健所・保健センター等の個別指導、子供家庭支援センターで実施するサービスなど、適切な支援につなげる区市町村の取組みを支援します。

○医療機関における虐待対応力強化

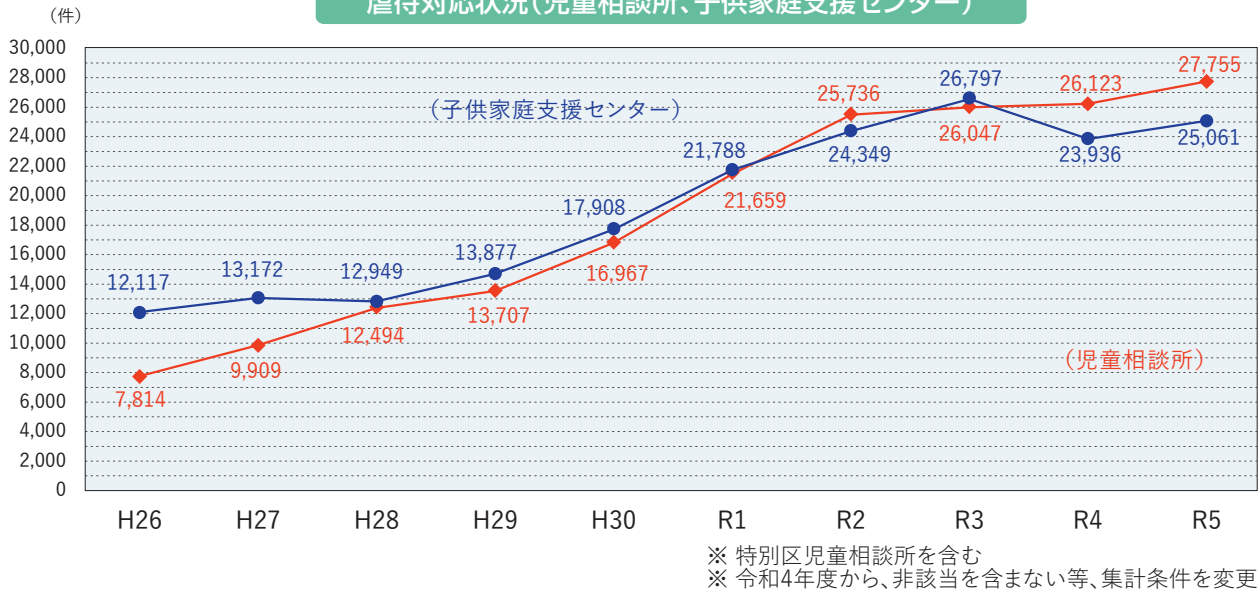
医療機関における虐待対応力の強化を図るため、児童相談所による院内の虐待対策委員会（CAPS）の立ち上げ支援や、児童虐待に関する医療従事者向けの研修を実施しています。

また、CAPS設置病院の連絡協議会や地域の関係機関との合同研修など、児童虐待の防止や適切な対応に向け、医療機関との連携強化のための取組みを行っています。

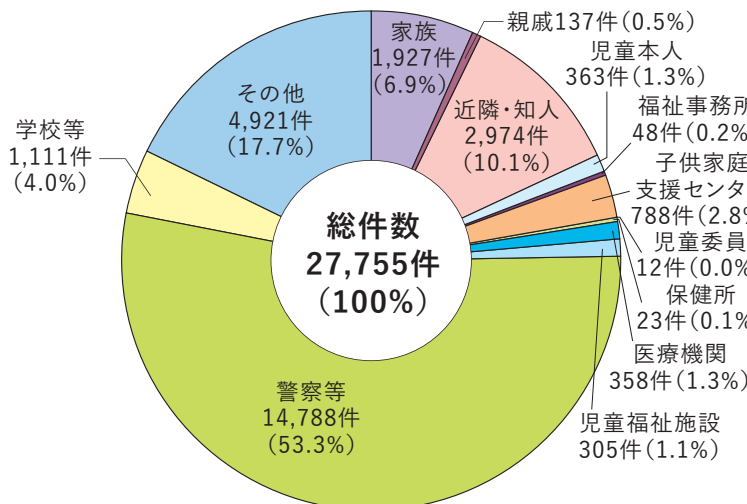
虐待相談に関するデータ

(出典:厚生労働省「福祉行政報告例」)

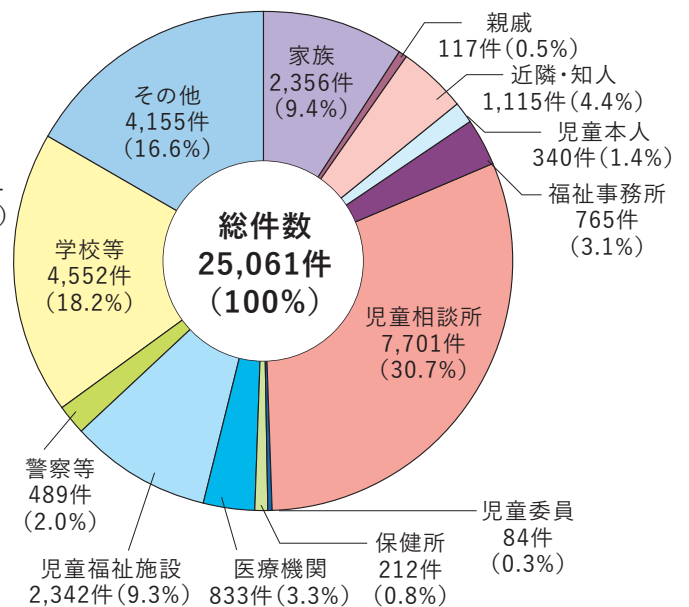
虐待対応状況(児童相談所、子供家庭支援センター)



経路別虐待相談対応状況(児童相談所)

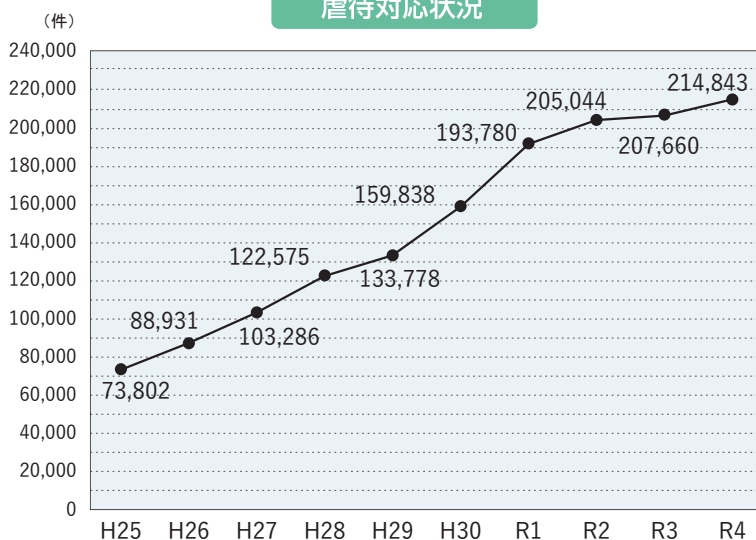


経路別虐待相談対応状況(子供家庭支援センター)

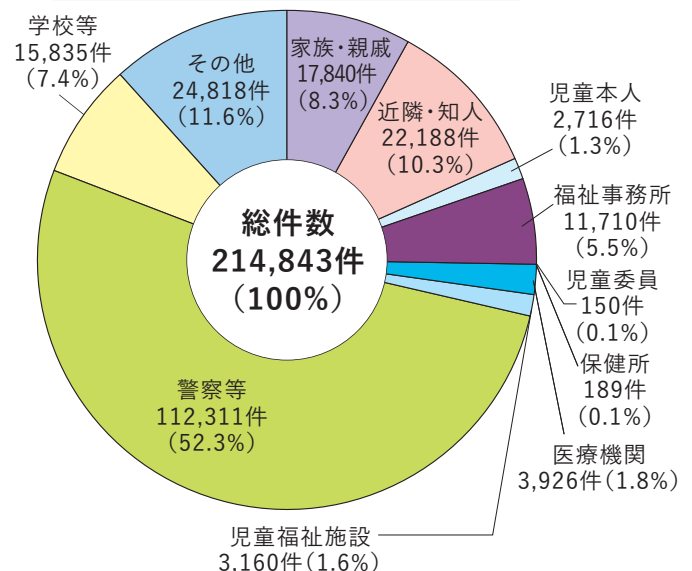


全国データ ※ 全国データは令和4年度まで

虐待対応状況

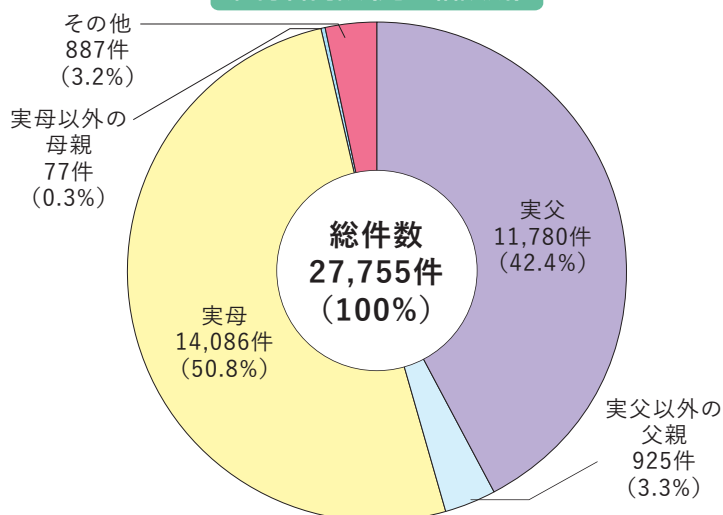


経路別虐待相談対応状況(令和4年度)

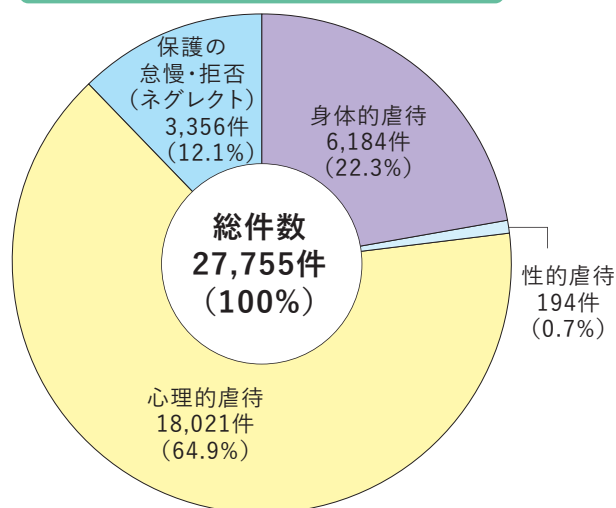


< 令和5年度 東京都の統計データ >

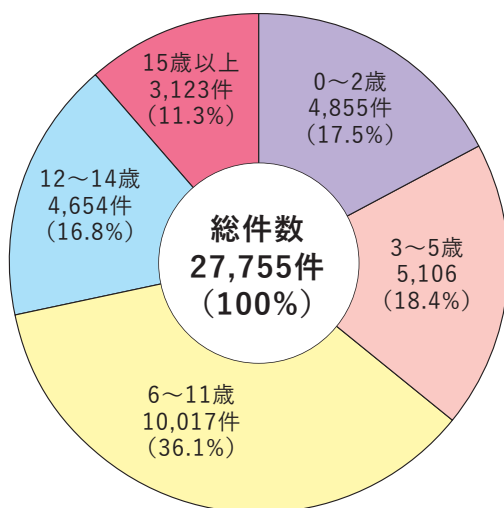
虐待者内訳(児童相談所)



内容別虐待相談対応状況(児童相談所)

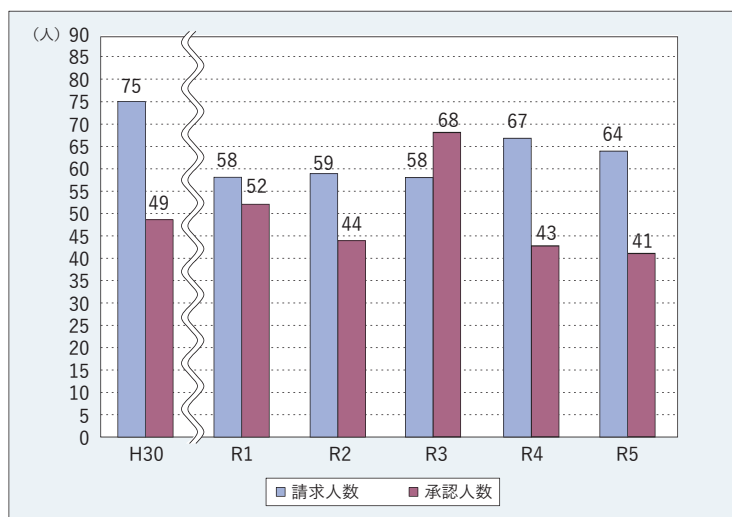


年齢別虐待相談対応状況(児童相談所)



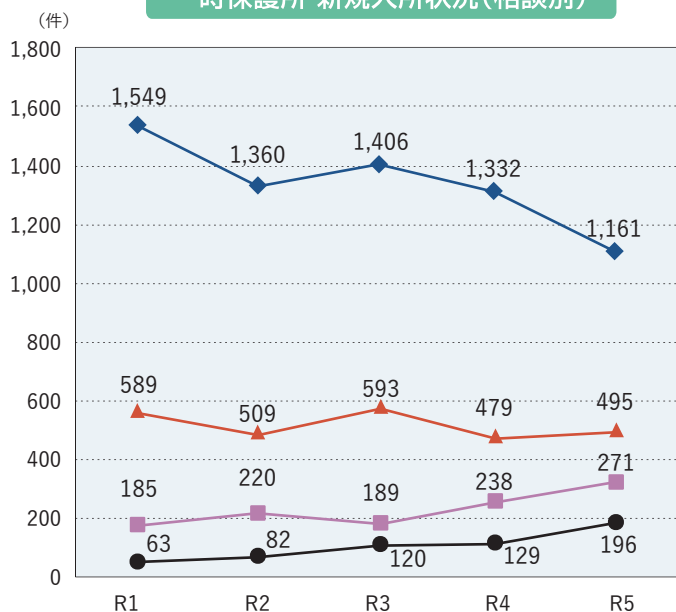
※ 東京都の非該当(1,525件)を除く。

28条に基づく請求人数・承認人数



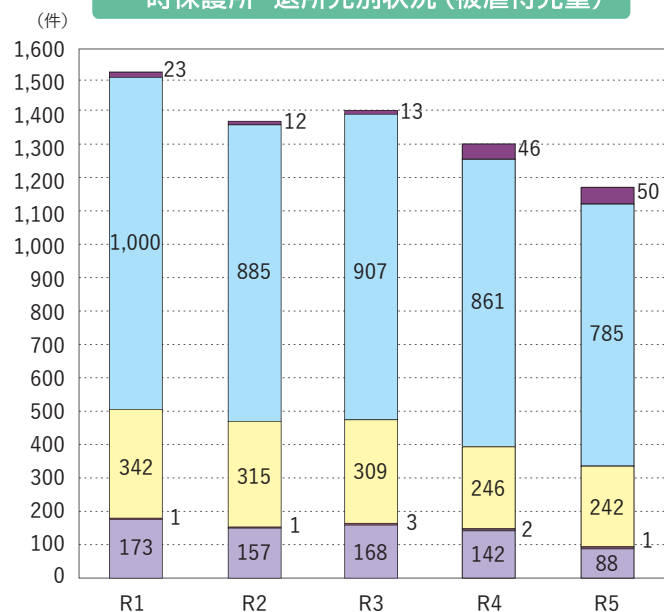
※ 28条 家庭裁判所の審判による施設等入所(更新含む)
※ 特別区児童相談所を除く。

一時保護所・新規入所状況(相談別)



※ 特別区児童相談所を除く。
※ 令和4年度から、保護所間移送によるものを含まない。

一時保護所・退所先別状況(被虐待児童)

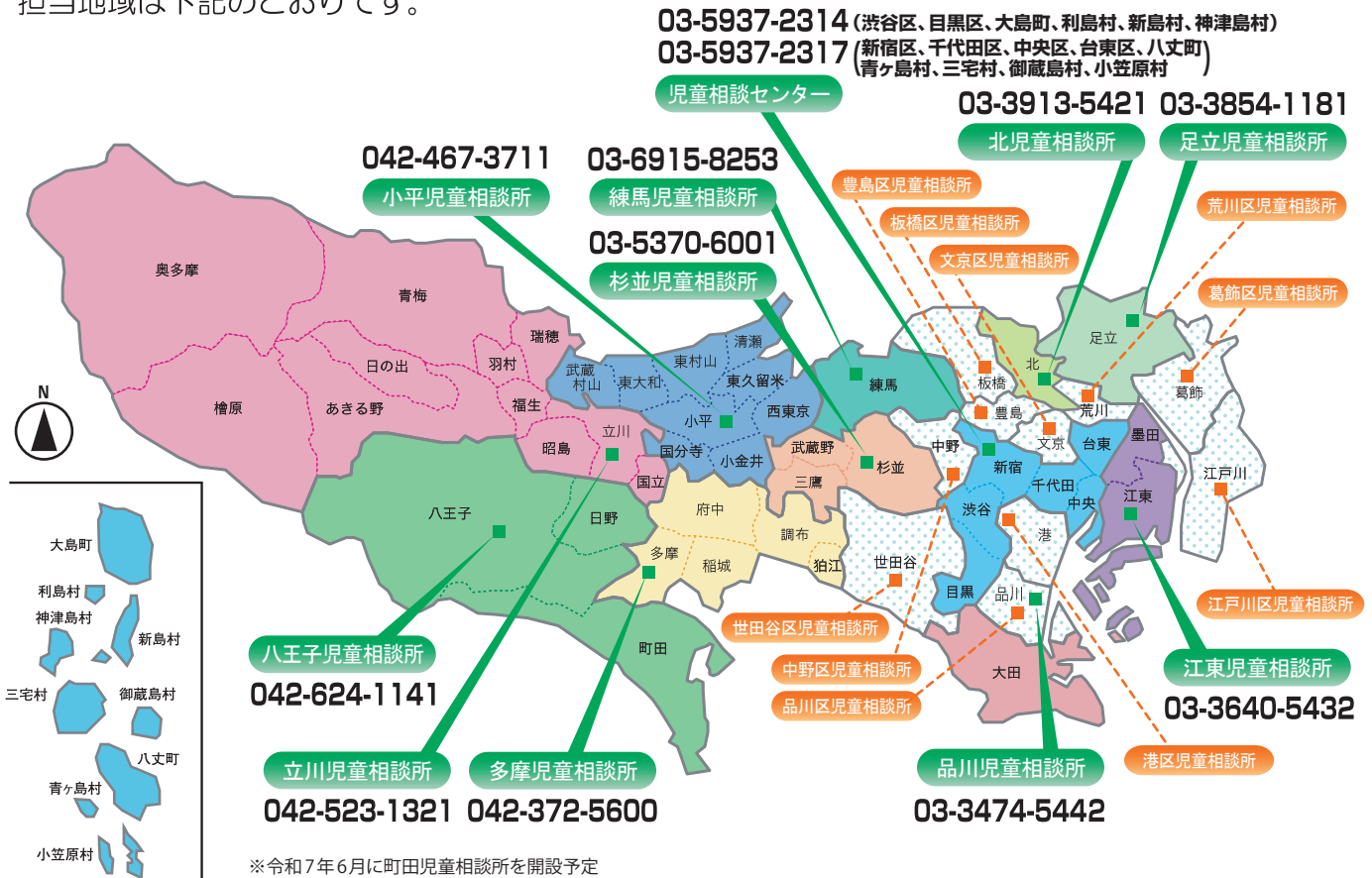


※ 特別区児童相談所を除く。
※ 令和4年度から、保護所間移送によるものを含まない。

東京都児童相談所のご案内

TOKYO
東京都

東京都には、現在11の都立児童相談所があります。
担当地域は下記のとおりです。



相談窓口	東京都児童相談所	4152 (よいこに) 電話相談	子供の権利擁護 専門相談事業 (東京子供ネット)	児童福祉審議会 (被措置児童等の 虐待相談窓口)	LINE相談 「親子のための 相談LINE」
連絡先	各児童相談所の電話番号 (上記参照)	03-3366-4152 聴覚言語障害者用FAX 03-3366-6036	0120-874-374	0120-481-479	
相談受付時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 関係機関の方や、現在東京都児童相談所にご相談中の方で緊急の場合は、夜間休日緊急連絡ダイヤル 03-5937-2330 に対応 (平日夜間 (午後5時45分以降)、土・日曜日、祝日 (年末年始を含む))	(相談時間) 月曜日～金曜日 午前9時～午後9時 土・日曜日、祝日 午前9時～午後5時 (12月29日～1月3日を除く)	(相談時間) 月曜日～金曜日 午前9時～午後9時 土・日曜日、祝日 午前9時～午後5時 (12月29日～1月3日を除く) ※いじめ、体罰、虐待などの 権利侵害について相談できます。	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (12月29日～1月3日を除く)	月曜日～金曜日 午前9時～午後11時 (受付は 午後10時30分まで) 土・日曜日、祝日 (年末年始含む) 午前9時～午後5時

【児童相談所虐待対応ダイヤル「189 (いちばやく)」】

虐待かもと思った時に、すぐに連絡・相談ができる全国共通の電話番号です。24時間、365日、対応しています。(通話料は無料です)
児童相談所相談専用ダイヤル「0120-189-783 (いちばやく・おなやみを)」もご利用いただけます。(通話料は無料です)

【特別区児童相談所】

世田谷区児童相談所: 03-6379-0697
荒川区子ども家庭総合センター (児童相談所): 03-3802-3765
中野区児童相談所: 03-5937-3289
豊島区児童相談所: 03-6758-7910
品川区児童相談所: 03-6712-8261

江戸川区児童相談所 (はあとポート): 03-5678-1810
港区児童相談所: 03-5962-6500
板橋区子ども家庭総合支援センター (児童相談所): 03-5944-2373
葛飾区児童相談所: 03-5698-0303
文京区児童相談所: 03-3811-5241 (令和7年4月1日開設)



オレンジリボンには「児童虐待防止」というメッセージが込められています。
オレンジリボンを見たとときに子供への虐待防止を思い出してください。
オレンジリボンを胸につけて子供への虐待防止を呼びかけてください。

東京OSEKKAI化計画ホームページ URL <https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/osekkai/>

令和7年3月発行 登録番号 R6(13)

発行: 東京都児童相談センター事業課 〒169-0074 新宿区北新宿4-6-1 TEL.03-5937-2305

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
石油系溶剤を含まないインキを使用しています。